

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	日鉄興和不動産株式会社		
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	東京都港区赤坂1丁目8番1号		
工場等の名称	名古屋インターシティ		
工場等の所在地	名古屋市中区錦一丁目11番11号		
業種	不動産業、物品賃貸業		
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所		
建築物の所有形態	賃貸ビル等(賃貸している建築物)		
事業の概要	テナントビル		
計画期間	令和4年4月1日	～	令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月29日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	掲示 閲覧	(場所)	(場所) 名古屋インターシティ防災センター
	ホーム ページ	(HPアドレス)	
	冊子	(冊子名・ 入手方法)	
	その他	(その他詳細)	
公表に係る問合せ先	052-201-5843		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

地球温暖化防止について環境保全の重要性を認識し、事業運営を通じて環境への負荷の低減を推進し、社会環境づくりに貢献します。

- ・PDCAサイクルに基づく環境施策の継続的な改善を図ります。

P(Plan) D(Do) C(Check) A(Act)

- ・省エネルギー活動の推進。
- ・廃棄物の減量化、リサイクルの推進。
- ・従業員への環境教育、社外に対しての環境情報の公開を進めます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

地球環境委員会

委員長：日鉄興和不動産株式会社 賃貸事業部 名古屋営業部 部長

副委員長：同 グループリーダー

委員：同 マネージャー



環境行動推進員会議

課長：防災センター所長

環境行動推進員：防災センター所長代理・各テナント担当者



防災センター要員・各テナント社員

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和3年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,404	t-CO ₂
①を （温室除く 二酸化炭素 換算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		2,404

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和6年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	2,404	t-CO ₂	2,386	t-CO ₂	0.8

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和6年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

1年間に0.25%の削減目標を掲げて、3年間で0.75%の削減を目指す。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー省資源の行動の実践・照明(専用部)	<ul style="list-style-type: none"> ・未使用の部屋の消灯を心掛ける。 ・照明器具のLED化を図る。 	削減意識を向上させる。
省エネルギー省資源の行動の実践・照明(共用部)	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具のLED化を図る。 ・点灯時間の変更等を行う。 	共用部使用電力量を0.5%程度の削減率を目指す。
省エネルギー省資源の行動の実践・空調(専用部)	<ul style="list-style-type: none"> ・体調を崩さない程度にエアコン設定温度を環境省推奨設定温度(冷房時28℃・暖房時20℃)。 ・未使用エリアのエアコン運転停止。 ・中央監視装置で停止信号を出し、切り忘れ防止を図る。 	削減意識を向上させる。
省エネルギー省資源の行動の実践・空調(共用部)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省推奨設定温度を出来る限り運用をする。 	設定温度を夏季は設定温度を高め、冬季は低めにする。

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--